外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則	第四条第一項及び第三項並びに第五条第一項及び第三項（電子情報処理組織を使用した報告又は資料の提出の求めがあった場合に限る。）
交通安全活動推進センターに関する規則	第七条第三項（電子情報処理組織を使用した報告又は資料の提出の求めがあった場合に限る。）並びに第十二条において読み替えて準用する第三条第一項及び第三項

六　自動車安全運転センター法関係法令の規定

自動車安全運転センター法	第十七条第四項及び第三十八条第一項（電子情報処理組織を使用した報告の求めがあった場合に限る。）
自動車安全運転センターの財務及び会計に関する内閣府令	第七条

別表第三（第六条関係）

一　公益信託関係法令の規定

内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令	第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項、第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条及び第二十四条
国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	第三条第一項及び第五条

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第二十条第五項及び第四十条第一項
風俗環境浄化協会等に関する規則	第八条において読み替えて準用する第六条
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則	第十八条、第二十一条第一項前段及び後段並びに第二十七条

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係法令の規定

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）	第三十二条の十五第三項において読み替えて準用する第三十二条の三第五項、第三十二条の十五第一項及び第三十八条第二項
暴力追放運動推進センターに関する規則	第十六条において読み替えて準用する第十三条第一項

［別表を削る。］